

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部  
を改正する法律案委員会修正要旨

- 一 この法律の施行期日を「平成二十八年四月一日」から「公布の日」に改める。
- 二 一に伴う所要の規定の整備を行う。